

ゆり 支援学校高等部生徒心得

しえんがっこうこうとうぶ せいと いしき こうこうせい じかく
ゆり 支援学校高等部の生徒であることを意識し、高校生としての自覚をもって、みんな

あんぜん きりつ たの こうこうせいかつ おく つぎ ころも
が安全で規律ある楽しい高校生活を送ることができるよう、次のことを 心 がけ、守ること。

がっこうせいかつ

1 学校生活について

こうとうぶ め ざ せいとぞう

- ・高等部の目指す生徒像

はたら たいりよく しんしんとも けんこう せいと

「働く 体 力 をもち、心 身 共に健康ではつらつとした生徒」

しゅたいてき はんだん なにごと いよく さいご と せいと

「主 体的に判断し、何 事 にも意欲をもって、最後までやり遂げる生徒」

たが みと あ きょうりよく こうどう せいと つね め ざ

「互いに認め合い、協 力 しながら行 動 できる生徒」を常に目指すこと。

げんき あいさつ

- ・元気に挨拶をすること。

とうこう げこう じゅぎょう はじ じこく まも

- ・登 校、下校、授 業 の始まりなどの時刻を守ること。

けっせき ちこく そうたい かなら ほんしや たんにん れんらく

- ・欠 席、遅刻、早 退 をするときは、必 ず保護者から担 任に連絡をすること。

おく とうこう そうたい さい かなら しょくいんしつ ほうこく

- ・遅れて登 校したり、早 退したりする際は、必 ず 職 員 室に報告すること。

ほうかご ようじ のこ ばあい たんにん きしゅくしや ほんしや れんらく きよか

- ・放課後に用事があって残る場合は、担 任や寄 宿 舎、そして保護者に連絡をして許可をもらい、

き じこく げこう じ ふん す

決められた時刻までに下校すること。（1 6 時 5 5 分を過ぎないこと）

ふくそう

2 服装について

ふくそう こうこうせい たんせい せいけつ

- ・服 装は高校生らしい端正で、清 潔なものとする。

とうげこうじ こうない げんそく してい ひょうじゅんふく ちゃくよう み き つ

- ・登下校時や校 内では、原 則として指定の 標 準 服 を着 用 し、身だしなみに気を付けること。

標 準 服	男 子	き は
		・ブレザーを着て、スラックスを履くこと。
		した しろ ちゃくよう じじょう
		・ブレザーの下に、白ワイシャツを着て、ネクタイを着 用 すること。事 情があつて
		ちゃくよう きぼう ばあい しんせい
		ポロシャツの着 用 を希望する場合は申 請 すること。
		さむ した しろ こん しろ
		・寒いときはブレザーの下にベスト、セーター、カーディガン（黒、紺、グレー、白）
		き
		を着てもよい。
		した む じ しろ こんとう ちゃくよう
		・くつ下は無地（白、紺 等）またはワンポイントのスクールソックスを着 用 すること。
		じじょう とう しょう ひつよう ばあい しんせい
		事 情があつてハイソックス等の使用が必 要な場合は申 請 すること。

標準服	夏季 (6月～9月)	- ブレザーを着ず、白ワイシャツ（長袖、半袖）を着て、スラックスを履くこと。 - ネクタイは着用しなくてもよい。 - 事情があつてポロシャツの着用を希望する場合は申請すること。 - 行事等では、白ワイシャツを着用すること。 - ワイシャツの下には、色物や柄物の下着、Tシャツの着用はしない。 - 寒いときはカーディガン（黒、紺、グレー、白）を着てもよい。
	女子	- ブレザーを着て、スラックスまたはスカートを履くこと。 - ブレザーの下に、白ブラウスを着て、リボンを着用すること。事情があつてポロシャツの着用を希望する場合は申請すること。 - 寒いときはブレザーの下にベスト、セーター、カーディガン（黒、紺、グレー、白）を着てもよい。 - くつ下は無地（白、紺等）またはワンポイントのスクールソックスを着用すること。事情があつてハイソックス等の使用が必要な場合は申請すること。
	夏季 (6月～9月)	- ブレザーを着ず、白ブラウス（長袖、半袖）を着て、スラックスまたはスカートを履くこと。 - リボンは着用しなくてもよい。 - 行事等では、白ワイシャツを着用すること。 - ブラウスの下には、色物や柄物の下着、Tシャツの着用はしないこと。 - 寒いときはカーディガン（黒、紺、グレー、白）を着てもよい。
・ストッキングやタイツ、コート、防寒着を着用する場合は、華美でないものとする。		

かばん・靴	- かばん（含むリュックサック等）は実用的なもので、原則として黒、紺、茶系とする。 - 通学用靴は、特殊な型や華美でないものとする。 - 内履きは、原則として白色（カラーのライン可）とする。
-------	---

体育着	- 体育着は原則として、学校指定のものを着ること。 （洗濯等、やむを得ない事情がある場合は、ゆりTシャツの着用も可とする）
-----	--

作業着	- 作業着は、特に指定はしないが、作業に適したものを着ること。 - 上下セパレートタイプが基本だが、事情があつてツナギタイプの着用が必要な場合は申請する（※現場実習ではツナギを着用しない）こと。 - 色柄等は、無地でグレー、紺、黒等とする。 - Tシャツなどは白や紺、黒など、無地（ワンポイント可）のものとする。
-----	---

頭髪等	とうはつ つね せいはいつ そ こうこうせい ひんい たも ・頭髪は常に整髪し、ひげを剃るなど高校生としての品位を保つようにする。 ・パーマや特殊なカット、染髪等は禁止する。 ・派手なヘアーバンドやリボン、ゴム、ヘアーピン等を使用しないこと。色は黒、紺、茶等とし、清潔感のある身だしなみを保つこと。 ・ピアス、指輪、化粧、眉剃り、マニキュア、ネックレス、タトゥー等を禁止する。
-----	--

3 も もの 持ち物について

貴重品等	こうがく かね きちようひんとう がっこう も ひつよう も ・高額なお金、貴重品等は学校には持ってこないこと。必要があつて持ってこなければならぬ場合は保護者が届け出を提出すること。また、学校に持参する場合は職員室に預けること。 ・携帯音楽再生機やゲーム機、マンガ、雑誌、食べ物などは原則として学校には持ってこないこと。 ・携帯音楽再生機等を無断で持ってきた場合は、学校で預かり、保護者に理由等について確認した上、返却する。 ・生徒同士の金銭の貸し借りなどのやりとりは、禁止する。 ・物品の貸し借りについては、その都度相談すること。
携帯電話、スマートフォン等…以下、携帯電話等	けいたいでんわとう しょじ かてい じゅうぶん はな あ しょじ ばあい ほごしゃ せいと つか ・携帯電話等の所持については家庭で十分に話し合い、所持する場合は保護者と生徒で使い方や約束を決めること。 ・生徒は、保護者の指導の下、社会的規範に反しないように使用すること。 ・携帯電話等を学校に持ってくる必要がある場合は担任に相談すること。 ・原則として校内では使用禁止、所持禁止として、登校時、携帯電話等を職員室に預けること。 ・校内でやむを得ず使用の必要が生じたときは、担任に相談し、場所と時間の許可を得てから使用すること。 ・登下校時は緊急の連絡をとるとき以外には使用しないこと。 ・歩きながら使用したり、ヘッドホン・イヤホンで音楽を聞いたりすることは禁止する。 ・SNSを利用する際には、相手が不快に思うような内容を書かないこと、個人が特定されるような画像や文章を載せないこと、また、不審と思われるメールを開いたり、返信したりしないこと。

4 校外での生活について

登下校・人との関わり・交通ルール・外出先の報告	こうしゅうどうとく まも ほんこうせいと ほこ きず ・公衆道徳を守り、本校生徒としての誇りを傷つけないようにすること。 げこう とちゅう よ みち ・下校の途中で寄り道をしないこと。 きけん ばしよ い きけん あそ ・危険な場所に行ったり、危険な遊びをしたりしないこと。 ゆうじん たが あいて おも しゃかい ひはん う せつど こうさい ・友人とは、互いに相手を思いやり、社会の批判を受けないよう節度ある交際をすること。 いせい こうさい まなー まも あか けんぜん ・異性との交際は、マナーをよく守り、明るく健全なものであること。 こうつうるー る まも あんぜん こうどう ・交通ルールを守って安全に行動すること。 がいしゅつ かなら い き きたくじかんと ほごしゃ つた で ・外出をするときは、必ず行き先、帰宅時間等を保護者に伝えてから出かけること。 しひと さそ ぜったい い ・知らない人に誘われても絶対について行かないこと。
-------------------------	---

5 届け出と許可について

欠席、遅刻 早退	せいとほんにん かなら ほごしゃ たんにん れんらく ・生徒本人ではなく、必ず保護者が担任へ連絡すること。 ちこく とうこう さい そうたい かえ さい こうとうぶしゅじ ふざい こうとうぶ ・遅刻で登校した際や早退で帰る際には、高等部主事（不在のときは高等部職員）に登校したこと、帰ることを告げること。
徒歩での自力 通学	じりきつうがく とほ かん きてい そ みきわ ひょう つうがくとどけ ・「自力通学（徒歩）に関する規定」に沿い、「見極めチェック表」「通学届」を提出し許可を受けること。 ていしゅつ きよか う
公共交通機関 利用の通学	じりきつうがく こうきょうこうつうきかん かん きてい そ みきわ ひょう ・「自力通学（公共交通機関）に関する規定」に沿い、「見極めチェック表」「通学届」を提出し許可を受けること。 つうがくとどけ ていしゅつ きよか う
自転車通学	じりきつうがく じてんしゃ かん きてい そ じてんしゃ つうがくとどけ ・「自力通学（自転車）に関する規定」に沿い、「自転車チェック」「通学届」を提出し許可を受けること。 ていしゅつ きよか う
現場実習の通 勤	しんろしどうたんどう げんばじっしゅうつうきんとどけ ていしゅつ きよか う ・進路指導担当に「現場実習通勤届」を提出し許可を受けること。
自動車学校へ の入校	じどうしゃがっこうにゆうこうきよかねがい ていしゅつ きよか う にゆうこうきよかしょう ・「自動車学校入校許可願」を提出し許可を受け、「入校許可証」を発行してもらうこと。ただし、就職内定を条件とする。 はっこう しゅうしょくないてい じょうけん
外出許可	どうこうご むだん とうちがい ぞ がいしゅつ ひつよう ばあい たんにん とど ・登校後は無断で校地外へ出ない。外出の必要がある場合は担任に届け出ること。

ふめい てん たんにん つう せいとしどうぶ と あ

- ・不明な点は、担任を通じて生徒指導部まで問い合わせること。

こころえ はん こうい はつかく ばあい とくべつしどう たいしゅう

- ・心得に反する行為が発覚した場合は特別指導の対象とする。

きそく てきぎかいせい

- ・この規則は、適宜改正する。

平成29年 4月29日初版
 平成31年 4月 4日一部改訂
 令和 3年12月24日一部改訂
 令和 5年 2月22日一部改訂
 令和 7年 4月17日一部改正